

学生保険等

1. 学生教育研究災害傷害保険【学研災】

全学生加入(費用大学負担)

※下記①～⑤に該当し、学生のみなさんご自身が怪我をした場合に適用になります。

- ① 正課を受けている間（講義、実験・実習、演習または実技による授業を受けている間）
- ② 学校行事に参加している間（大学の主催する各種の学校行事に参加している間）
- ③ ①、②以外で学校施設内にいる間

大学が教育活動のために所有、使用または管理している学校施設内にいる間。ただし、寄宿舍(本学学生寮)にいる間、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間、または大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

- ④ 学校施設外で大学に届け出た課外活動を行っている間

大学の規則に則った所定の手続きにより大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動を行っている間。ただし、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間または大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

- ⑤ 通学中

大学の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路および方法により、住居と学校施設等の間を往復する間、または学校施設等相互間を移動する間。ただし、大学が禁じた方法による通学、および経路を逸脱または中断した場合は適用になりません。

2. 学研災付帯賠償責任保険【学研賠】

全学生加入(費用大学負担)

※上記①～⑤および下記⑥～⑩において、学生のみなさんが他人に怪我をさせたり、他人の財物を損壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負担する場合に適用となります。下記⑥～⑩について、大学の規則に則った所定の手続きにより承認を得たものに限りします。

⑥インターンシップ ⑦介護体験活動 ⑧教育実習 ⑨保育実習 ⑩ボランティア活動

3. 学生総合保険

前項の「学生教育研究災害傷害保険」でカバーしきれない学生生活における事故の補償については、入学時等にご案内しております学生総合保険の加入(任意)をご覧ください。

ご不明な点がございましたら学務部学生課へお尋ねください。

4. 国民年金(老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金で構成)への加入

20歳以上60歳未満の日本国内在住者は、公的年金に加入することが義務となっており、20歳になる誕生月には、基礎年金番号通知書が発行されます。各自が住民票を登録している市区町村で加入手続きを行い、保険料の納付が始まります。

ただし、学生(大学・短大・大学院に在学する学生：専攻科、別科は除く)については、保険料の納付を猶予するという制度があります。20歳になった学生は必ず国民年金への「加入」、または「加入および納付猶予」の手続きを、住民票を登録している市区町村で行ってください。